

第5節 実現化に向けての取り組み

1. 実現化方策の検討

近年、本市を取巻く社会経済情勢や行政の財政状況は非常に厳しくなってきており、地方公共団体の果たす役割は、ますます重要なものとなっています。そのような状況の中で新居浜市都市計画マスタープランに描かれたまちづくりを推進し、第五次新居浜市長期総合計画*において目指す都市像を実現するためには、行政が積極的に取り組むことはもちろんのこと、市民や事業者も主体的にまちづくりに参画し、市民、団体、事業者、行政がお互いの役割を理解し、互いに尊重・協力しながら、協働してまちづくりを進めていくことが大切です。

これらのこと踏まえ、全体構想や地域別構想で示した都市の将来像を実現するための主な施策や整備手法、整備スケジュール等について示します。

(1) 適正な土地利用の誘導

将来都市像の実現のためには、まず土地利用計画をいかに進めていくかが重要な課題となります。土地利用の方向性については、全体構想や地域別構想でも示したとおり、地域の実情に即した適正な土地利用の誘導が求められます。

特に、本市は区域区分*制度（線引き）が廃止されたことを踏まえて、中心部の都市拠点に高次都市機能の集積と地域拠点に身近な生活機能を集約した快適な都市空間を形成するとともに、周辺部の生活拠点に存在する地域コミュニティ*と文化・自然環境を維持・継承する「まちづくり」を目指していることから、これらを実現するための土地利用規制・誘導方策として、用途地域及び特定用途制限地域の指定・変更が考えられます。

ただし、区域区分*制度（線引き）の廃止は規制緩和となることから、市街地の拡大を抑制するため、土地利用規制に併せて都市拠点への公共公益施設の集約と既成市街地における優先的な都市施設の整備が必要です。

(2) 整備手法の検討

都市計画マスタープランに基づき、市民との協働による計画的かつ効率的な都市施設の整備を図り、「にいはま」の個性を生かした「まちづくり」を進めます。そのためには、「新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針」を踏まえつつ、限られた行政資源の中で行政需要に対応するため、柔軟かつ健全な行財政運営を図りながら、整備目的や事業要件に応じて用意されている国の事業手法や制度を適切に活用していくことが一層重要となります。

本節では、効果的・効率的に計画を推進していくため、事業の抽出とおおむねの整備の優先度について検討を行いました。事業の整備目標年については、第五次新居浜市長期総合計画*との整合を図り、本都市計画マスタープランの目標年である平成32年度までを「短期（平成28～32年度）」、それ以降を「長期（平成33年度以降）」としました。経済情勢等の影響もあり各事業について時期を特定していくことは難しいものの、現段階で予定されている主な各種事業と本計画の実現に向けて特に重要な

第5節 実現化に向けての取り組み

各種の事業について整理します。

なお、自然環境の保全等は日常的に取り組むべきものとして特に抽出していません。

現在想定される事業一覧・1

種別	事業名等	整備目標年		該当地域				
		短期	長期					
		H28～H32年度	H33年度以降	中部	東部	南部	西部	別子山・山間
面備的関連	中心市街地活性化事業	○	○	○				
	(仮)新居浜駅南地区	○	○	○		○		
交通関連施設	(都)国道11号新居浜バイパス線 (4車線)	○	○			○	○	
	(都)駅前滝の宮線 (2車線)		○	○				
	(都)西町中村線 (2車線)	○	○	○			○	
	(都)岸の下旦の上線 (2車線)		○				○	
	(都)平形外山線 (2車線)	○	○	○		○		
	(都)郷桧の端線 (2車線)	○	○		○	○		
	(都)下泉中村松木線 (2車線)		○			○	○	
	(都)上部東西線 (2車線)	○	○				○	
	(都)新居浜駅菊本線 (2車線)	○	○	○				
	(都)大江橋高木線 (2車線)		○	○				
	(都)新田高木線 (2車線)	○	○	○				
	(都)河内町港町線 (2車線)		○	○				
	(都)高木中筋線 (2,4車線)	○	○			○		
	(都)沢津桜木線 (2車線)		○		○			
	(都)宇高西筋線 (2車線)	○	○		○			
	(都)港町松神子線 (2車線)		○		○			
	(都)西原松神子線 (2車線)	○	○	○	○			
	(都)前田庄内線 (2車線)		○	○				
	(都)高木庄内線 (2車線)		○	○				
	(都)上泉萩生線 (2車線)	○	○			○	○	
	(都)庄内坂井線 (2車線)		○	○				
	(都)中央環状線(自転車歩行者専用道)	○	○	○				
	(都)新須賀山根線(自転車歩行者専用道)	○	○	○		○		
	(主)新居浜別子山線	○	○					○
	(一)金子中萩停車場線	○	○	○			○	
	(市)角野船木線(角野新田町～船木間)	○				○		
	新居浜東港内貿公共ふ頭整備	○			○			
	新居浜本港外貿公共ふ頭整備	○	○	○				
	臨港道路菊本ふ頭線	○	○	○				

※(都)：都市計画道路 (主)：主要地方道(県道) (一)：一般県道 (市)：市道

現在想定される事業一覧・2

種別	事業名等	整備目標年		該当地域				
		短期	長期	中部	東部	南部	西部	別子山 ・山間
		H28～ H32年度	H33年度 以降					
公園 ・ 緑地	国領川緑地整備事業	○	○	○	○	○		
	滝の宮公園整備事業	○	○	○				
	神郷公園整備事業	○			○			
	黒島海浜公園再整備事業	○	○		○			
	山根公園再整備事業	○	○			○		
	(仮)総合健康運動公園整備事業	○	○		○	○		
関連 施設	その他公園、緑地整備事業	○	○	○	○	○	○	
	尻無川総合流域防災事業（河川）	○	○	○			○	
	国領川地震・高潮対策事業（堤防）	○				○		
供給 関連 処理 施設	公共下水道事業	○	○	○	○	○	○	
	新居浜下水処理場	○	○	○				
	雨水ポンプ場	○	○	○	○			
	一般廃棄物処理施設整備事業	○	○	○		○		
	新居浜市水道事業	○	○	○	○	○	○	
その他	公営住宅整備事業	○	○	○	○	○	○	
	消防署庁舎整備事業	○	○	○	○	○	○	
	消防水利整備事業〈耐震性貯水槽〉	○		○	○	○	○	
	消防分団詰所整備事業	○			○			
	ため池等整備事業	○			○	○	○	
	新居浜市斎場整備事業	○		○				
	密集住宅市街地の整備	○	○	○				
	荷内沖開発事業	○	○		○			
	新居浜港（本港地区）港湾整備事業	○	○	○				
	海岸保全施設整備事業（沢津海岸、 多喜浜新田海岸、荷内西海岸）	○	○		○			
	児童養護施設改築事業	○				○		

2. 実現化に向けての取り組み

(1) 将来都市像の実現化を図るための先導的プロジェクトの推進

本市はこれまで、産業構造の高度化、各種都市施設の整備・拡大、近代化産業遺産*の保存と活用をはじめとした施策を推進してきましたが、少子・高齢化への対応、コンパクトなまちづくり、密集住宅市街地の居住環境の向上など様々な課題を今なお抱えている状況にあります。

これらの課題を踏まえ、将来都市像である「ーあかがねのまち、笑顔輝くー 産業・環境共生都市」の実現を図っていくためには、歴史・文化を継承し、安全で安心して暮らせる生活環境や活力ある産業活動の確保を図るとともに明るい未来を創出し、住み続けることができるまちづくりが必要です。

そのためには、これまで本市において検討されてきた様々な計画の中で特に重要と考えられるプロジェクトについて優先的に推進していく必要があるといえます。

そのため、

本市固有の歴史・文化を継承する近代化産業遺産*の保存と活用

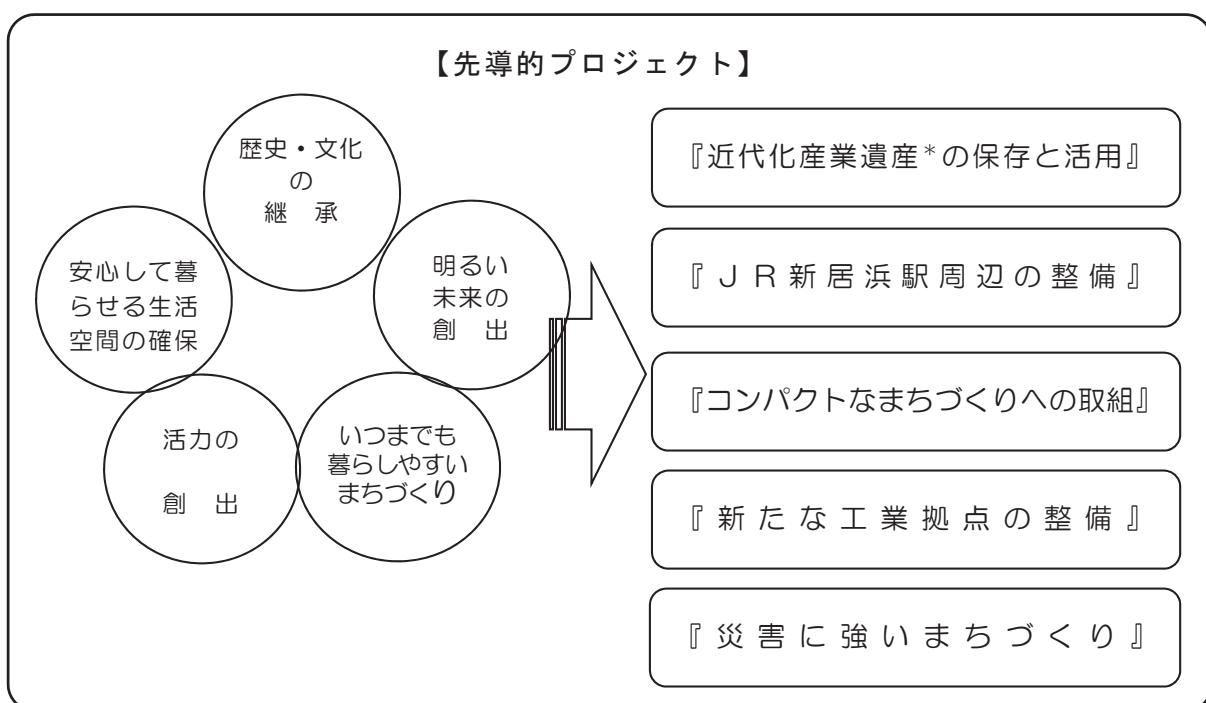
明るい未来を築くJR新居浜駅周辺の整備

いつまでも暮らしやすいコンパクトなまちづくりへの取組

活力を創出する工業拠点の整備

安心して暮らせる生活空間を確保する災害に強いまちづくりの推進

を将来都市像の実現を図るための先導的プロジェクトとして位置づけ、これら事業を積極的に進めていくこととします。



1) 近代化産業遺産*の保存と活用（近代化産業遺産*を生かしたまちづくりの推進）

本市ではマイントピア別子をはじめとして近代化産業遺産*の保存・活用事業を進めており、近代化産業遺産*を生かしたまちづくりに取り組んできました。

今後も、別子銅山に由来する300年にわたる近代化産業発展の歴史を本市の個性的地域資源として認識し、世界に誇れる近代化産業遺産*の保存及び活用に努め、「別子銅山の産業・環境・生活文化の記憶を継承し、にいはまへの郷土心を育むあかがねの協働のまちづくり」を推進します。

以下に、近代化産業遺産*を生かしたまちづくりを推進するための配慮すべき事項について整理し、まとめました。

①近代化産業遺産*の所有者との合意形成

近代化産業遺産*の保存・活用にあたっては、所有者の意向を尊重するとともに、共通認識に立つことが重要であり、所有者と十分な調整を行い、合意形成を図ることが必要です。

②運営、保存・活用手法の検討

市内に広く点在する近代化産業遺産*群は、地域にとって大変貴重な歴史的・文化的施設であり、また地域のシンボル・固有の景観となっているものもあります。この本市にとってかけがえのない財産・資源を後世に伝承・保存することが重要です。

このようなことから、産業遺産の運営、保存・活用については、個々の事象によって対応が相違することが考えられますが、所有者・市民・団体・行政が一層の共通認識を持ち、それぞれの分野を生かし、創意工夫を持って運営、保存・活用に努めることが必要です。

また、国や県などの各種制度の活用方策についても検討し、協働による事業の展開を図っていく必要があります。

③世界遺産*への登録

近代化産業遺産*群は、明治以降の日本の近代化の縮図であり、世界にも誇れる新居浜市固有の財産です。

これまで「旧広瀬邸」が重要文化財に指定され、また「旧住友銀行新居浜支店」「遠登志橋」「旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋」「旧別子鉱山鉄道端出場隧道」、「旧泉寿亭特別室棟」「山根競技場観覧席」「旧山根製錬所煙突」「旧端出場水力発電所」が、登録有形文化財に登録されています。今後においても、登録有形文化財、重要文化財などの文化財が増えるように取り組み、国の保護を受けることの積み重ねが「世界遺産*」への登録に近づくことになります。

世界に誇れる先人の英知と業績を人類の貴重な財産として保存・活用に努め、「ものづくりのまち・新居浜」の未来に向けて継承・発信していくことが重要です。

2) 本市の玄関口＝都市拠点地区となるJR新居浜駅周辺の整備

JR新居浜駅周辺は、本市の重要な都市拠点地区となる新都心商業・業務地として位置づけており、駅の南北が一体となった新たな「玄関口」としての役割が期待されています。こうした中、平成10年4月から新居浜駅前土地区画整理事業に着手し、平成23年度に完成しました。

しかし、駅の南北が一体となった都市拠点地区を構築するためには、駅南地区の課題に取り組んでいく必要があります。

以下に、JR新居浜駅周辺の整備を推進するための配慮すべき事項について整理し、まとめました。

①適正な土地利用の誘導

駅周辺においては、芸術・文化、情報、交流及び商業・業務機能などを備えた都市拠点地区づくりを進めています。しかし、駅南地区には住宅地と農地が混在した用途白地地域*が存在していることから、用途地域への指定や、既成市街地の用途変更など、適正な土地利用の誘導を推進することにより、面的な市街化を図ることが必要です。

②道路網の整備

交通・交流拠点であるJR新居浜駅周辺については、公共交通体系の充実とともに、道路網の整備が重要です。道路網整備については、踏切による歩行者・自転車の安全性の確保、駅南側地域のJR新居浜駅へのアクセス性の向上などに配慮していくことが必要です。そのため、「都市交通戦略」や新居浜駅周辺まちづくり協議会から提案される駅南地区まちづくり構想（案）を踏まえ、効果的、効率的かつ計画的に道路網の整備を進めることが必要です。

③市民と行政の協働によるまちづくり

駅南地区の計画的な市街地整備については、道路網整備を踏まえ、土地区画整理事業や地区計画*等の各種制度の活用について検討し、地元住民等との合意形成を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

3) コンパクトなまちづくりへの取組

①背景

本市では、今後も人口減少と少子高齢化が続く見通しであり、既成市街地である人口集中地区においても平成7年から人口減少が続き、市域全体と共に市街地で人口密度が低下しています。

現在の市街地や集落地等のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、道路、橋りょう、下水道等の都市の基盤となる公共施設や市営住宅、小中学校、市民利用施設等の公共建築物の老朽化が進展し、厳しい財政状況の下で、老朽化への対応もあわせて求められています。

このような中で、高齢者や障がい者を含めた誰もが暮らしやすいまちづくり、災害に強いまちづくりが求められています。このためには、コンパクトなまちづくりとこれに連携した公共交通のネットワークを形成することが重要になっています。

以下に、コンパクトなまちづくりを推進するために配慮すべき事項に整理します。

②いつまでも暮らしやすいまちづくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）への取組方針

“いつまでも暮らしやすいまちづくり”への取組について、以下の基本的な方針を定めます。

【方針1：都市機能の都市拠点や地域拠点等への集約立地の促進】

福祉・医療・商業等の都市機能を4つの都市拠点地区を中心とする都市拠点や2つの地域拠点に誘導して集約し、これらの各種サービスが効率的な提供を図れるように都市拠点等の活性化に努めます。

【方針2：都市拠点や地域拠点、その近傍地への居住の集積の促進】

都市拠点や地域拠点、その近傍に居住を誘導して人口集積を図り、人口減少の中にはあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように努めます。

【方針3：都市拠点や地域拠点と周辺地域を連絡する公共交通網の整備促進】

都市拠点や地域拠点と周辺地域の間を路線バス、デマンドタクシー等の公共交通によりアクセスを確保し、多くの市民が福祉・医療・商業等の各種サービスの提供を受けやすいうように努めます。

【方針4：郊外部等の暮らしを保持するための生活拠点の保全】

都市拠点等の周辺だけに居住するのではなく、既存集落や周辺市街地等に住み続けることは当然であり、これらのエリアでは公共交通網により都市拠点等とのアクセスを確保するとともに、既存の小売店、診療所等を保全、活用した生活拠点づくりに地域住民と協働して取り組みます。

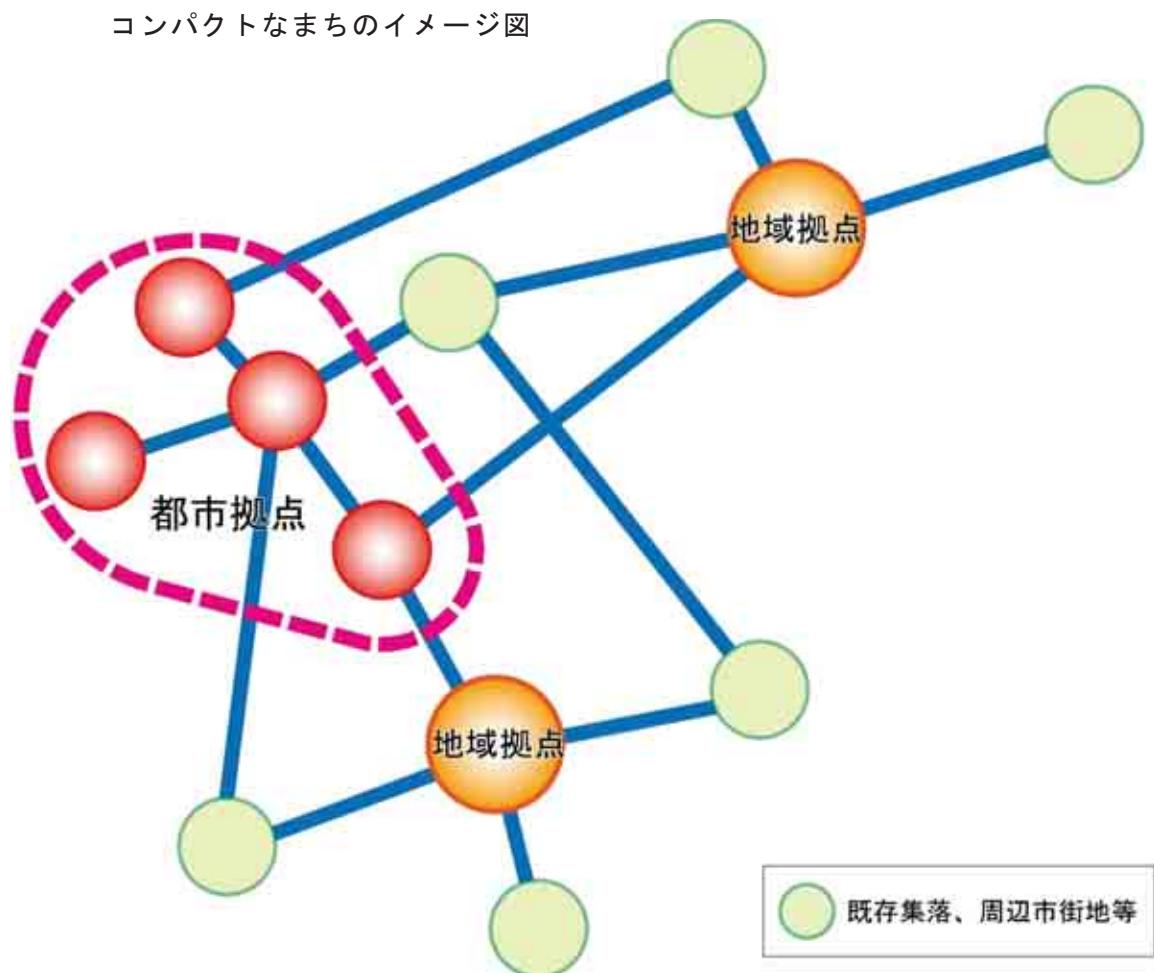
③立地適正化計画制度の活用検討

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が平成26年8月1日に施行され、コンパクトなまちづくりに取り組むため「立地適正化計画」制度が創設されました。

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

本市においても、“いつまでも暮らしやすいまちづくり”（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を推進するため、都市全体の観点から「立地適正化計画」の策定を検討します。

コンパクトなまちのイメージ図



4) 新たな工業拠点の整備

本市は『産業・環境共生都市』を基本目標に定め、産業集積に取り組んできました。しかし、工業用地の新規需要に対する用地を確保することが必要な状況になっていることから、新たな活力となる企業誘致・立地を促進するため工業拠点の整備を目指します。

この取組として、臨海部の工業地に隣接する地域や広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近において特定用途制限地域を見直し、周辺の居住環境や農業環境との調和に配慮しつつ「産業居住地区」の指定（拡大）を検討します。

また、国道11号や（都）郷桧の端線の沿道等において、企業立地の需要を踏まえた上で、周辺の居住環境、農林業、自然環境との調整を勘案して適地を選定し、計画的な工業用地の整備を検討します。計画的な工業団地の整備に際しては、周辺環境への配慮や、工業用地にふさわしい良好な環境の各街区を整備することを目的として地区計画*等の適用を検討します。

5) 災害に強いまちづくり

本市は、過去の豪雨災害や東日本大震災等を教訓とし、災害に強いまちづくりを目指します。

この取組として、土砂災害等に対する防災施設、浸水対策として雨水施設の整備等、建築物の耐震化や防災上危険な密集市街地等の防災性と消防活動性の向上などに努めます。また、南海トラフ地震等による津波や高潮対策として海岸保全施設の整備や治水事業、内水排除施設の耐震化などのほか、緊急輸送道路のネットワーク化やライフラインの強化など、多面的な整備を推進します。

さらに、最大クラスの津波（発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）に備えて津波避難計画を策定します。

(2) 今後のまちづくりの推進に向けて（市民等と行政の協働によるまちづくり）

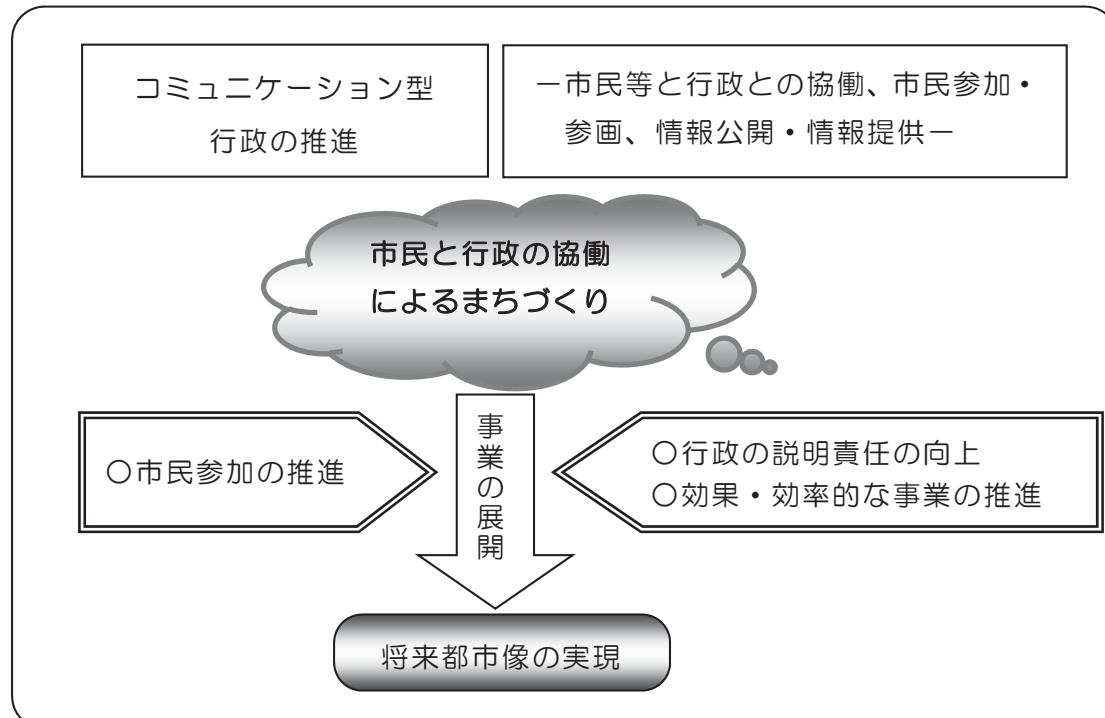
これからまちづくりにおいては、市民等と行政との「パートナーシップ」を基本理念に、市民等と行政がお互いの役割分担を理解し、各々の責任を担っていくことが必要です。

また、これまで「公共」は主に行政が担っていましたが、多様化・複雑化する住民ニーズへの対応は行政のみでは難しい時代となっています。このような中、市民活動団体、企業・法人と行政がお互いの立場を認め合い、それぞれがもつ特性を生かし、積極的に連携し合う相乗効果によって、地域課題を解決していくことが求められています。このことからも「協働のまちづくり」の必要性は、これまで以上に大きくなっています。

新居浜市においても、市民、団体、事業者と行政との協働、市民参加・参画、情報公開・提供を行政運営の柱として掲げ、市民参加による市政の運営を図っていくこととしています。

今後は、本市が目指す都市像の実現のため、より一層の市民の積極的なまちづくりへの参加を促していくとともに、各種公共事業における行政の説明責任の向上と、効率的・効果的な事業の実施を推進します。

【協働のまちづくり】



1) 市民等の積極的な参加

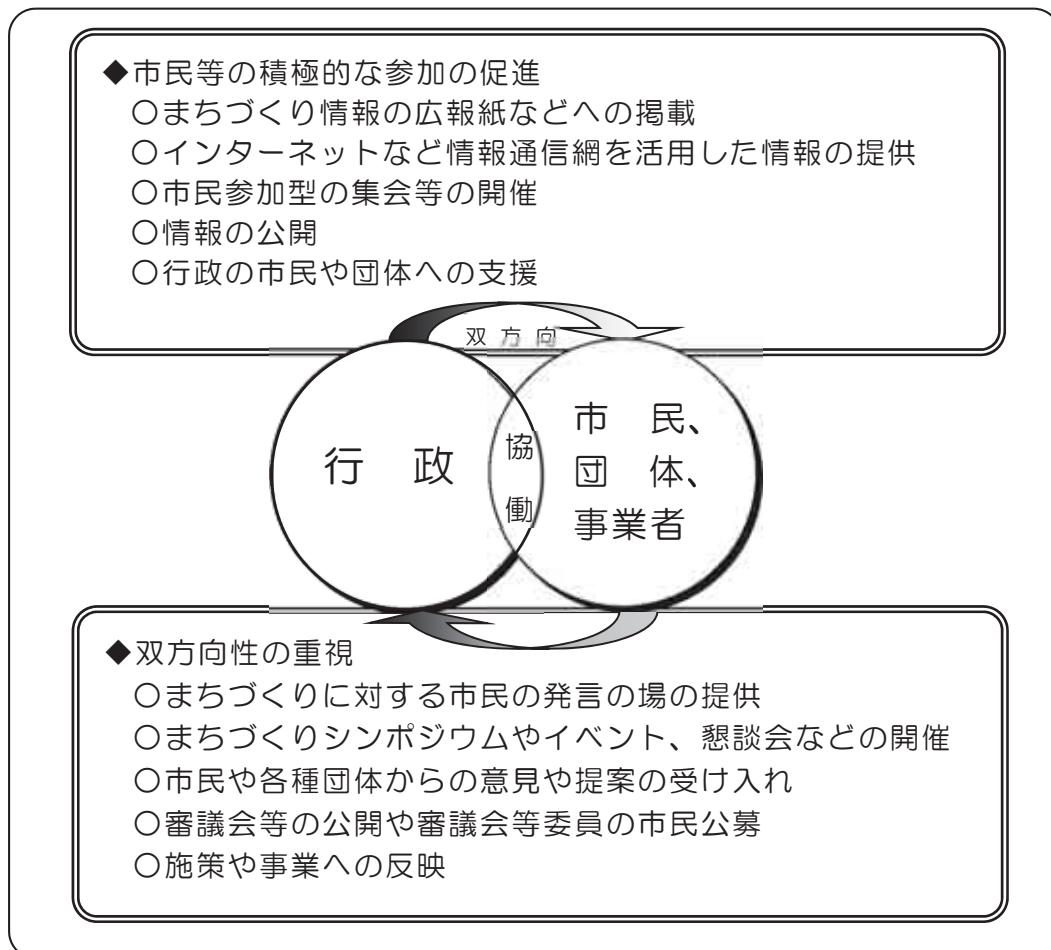
市民と行政の協働によるまちづくりにおいては、市民や各種団体組織、民間企業などの多様な主体がまちづくりへの積極的な参加と市民等と行政の双方向性の重視が不可欠です。

行政においては、市民等に地域のまちづくりへの参加を促し、また市民等が自らの発意のもとにまちづくりを進めていけるような「システムづくり」「まちづくり情報の提供」「行政の支援」等が必要となります。

このようなことから、まちづくりを身近なものとして感じてもらうための方策として「まちづくり情報の広報紙などへの掲載」「インターネット、CATV*、など情報通信網を活用した情報の提供」「市民参加型の集会等の開催」など、行政からの積極的な情報提供や情報公開に取り組んでいきます。

また、双方向性を重視し、まちづくりに対する発言の場となるシンポジウムやイベント、懇談会などの開催を推進していくとともに、審議会等の公開や委員の市民公募、パブリックコメント*やアンケート調査によって、市民、団体、事業者からのまちづくりに対する意見や提案をいただきながら、検討を行い、施策や事業の展開に反映していくよう努めています。

【市民等の積極的な参加と双方向性の重視】



2) 市民等と行政の協働によるまちづくりのしくみづくり

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災におけるボランティアの活躍は、市民のボランティア活動に対する関心を高める契機となりました。また、平成16年の本市未曾有の豪雨災害では、宅地内土砂の撤去などの救援活動においても大きな役割を果たしました。現在では、保健・福祉・子どもの健全育成・環境など多方面において、自治会やNPO*法人など数多くの市民活動団体が活躍しています。

この市民活動には、柔軟性、機動性、専門性、先駆性、開拓性など、多くの魅力があります。それゆえに、個人のニーズや価値観が重視される現代社会においては、これまで以上に行政、団体、事業者と共にまちづくりの担い手としての活動が期待されています。

平成15年度（平成16年2月）には「市民活動の推進に関する指針」を策定し、市民活動が更に活発になるように市民活動団体の基盤整備を図ること、市民活動団体との協働事業を積極的に推進していくという方針を明らかにして、協働にあたっての基本原則、協働事業が可能な領域、市民活動との協働の形態、市民活動団体の基盤整備のための具体的な施策について整理しています。

そして、平成18年度には、公益的な市民活動を自主性などを尊重しながら支援し、まちづくりの対等なパートナーとしての市民セクターの意識啓発や能力開発など基盤整備を行うため、「まちづくり協働オフィス」事業を開始しました。

また、平成23年度策定の第五次新居浜市長期総合計画*においては、市民、団体、事業者、行政など、地域の多様な主体が、異なる特性を生かしあいながら、よりよいまちづくりを目指すため、市民社会と行政の媒介役となる中間組織と連携し、協働の推進を図ることを掲げました。

今後も「まちづくり協働オフィス」事業を推進するとともに、行政内部の協働環境の整備を行い、市民からの協働提案を受け入れたり、自らも協働事業の提案を行うなどによって、積極的に市民活動団体等との対話・連携を図り、市民、団体、事業者と行政の協働によるまちづくりに向けたしくみづくりを進めます。

3) 効果・効率的なまちづくりの推進に向けて

まちづくりを計画的に進めていくためには、「全体構想」及び「地域別構想」で掲げた「土地利用」「都市施設の整備」「景観形成」等に関する「整備」「開発」「保全」の方針を着実に推進する必要があります。

社会全体を取り巻く情勢は、効果・効率的な行政運営の必要性が生じており、本市において事務事業評価の実施、バランスのとれた財政運営に向けた歳入準拠の計画を基本に、量的に限りある財源を質的に向上させることにより最大限有効利用を図り、まちづくりを進めることができます。

一方、これまでに整備してきた多くの社会基盤施設を将来にわたり維持・更新するための投資の増大が想定されます。

そのため、安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な管理を実施し、施設の有効活用と更新費用の平準化による財政負担の軽減化を図りながら、以下に掲げる方策を実施し、地域の特性に応じた効果的・効率的なまちづくりを推進します。

①行政評価実施要綱に基づく事業の推進

事業を進めるにあたっては、新居浜市行政評価実施要綱に基づき、市民の視点に立った成果を反映させ、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率的に推進します。

行政評価は施策及び事務事業について成果指標等を用い、事前評価と事後評価を実施します。

- ・事前評価：予算編成前に、現状分析、課題の確認、成果指標及び達成度を評価
- ・事後評価：事務事業終了後に、実施状況及び達成度を評価

②新居浜市アセットマネジメント*の推進

アセットマネジメント*の円滑な導入及び効果的な推進を図ることを目的として新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針を定めています。

アセットマネジメント*の対象施設は、橋りょう、公園、下水道等の都市基盤分野の公共施設（土木施設）及び市営住宅、小中学校、市民利用施設、庁舎等の公共建築物とし、既存施設だけでなく、新築・改築を行う施設も対象とします。

【主な基本的な考え方・方向性】

- ・施設の計画的な維持管理

これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換し、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減します。

- ・市民ニーズや社会的要請への対応

市民ニーズや、環境問題・バリアフリー*などの社会的要請に応じた施設整備・運営管理を目指します。

- ・既存施設の有効活用や統廃合

既存施設については、用途の見直しや統廃合も含め、多様な手法によりその有効活用を促進し、財政負担の軽減及び効果的な市民サービスの提供を図ります。

また、施設の新設や改築にあたっては、関係施策との整合性を図りつつ、周辺施設との複合化もあわせて検討し、積極的に既存施設の有効活用を推進し、可能な限り、新規施設整備の抑制を図ります。

③民間活力の導入

これからの中づくりにおいては、民間の活力を積極的に取り入れていくことにより、財政負担の軽減など効率化を図るとともに、官民共同によるまちづくりを推進します。

- ・PFI*の検討
- ・公設民営施設の検討
- ・指定管理者制度の運用 等

④広域連携の推進

本市及び周辺自治体のまちづくりの状況を踏まえた上で、公共施設などの整備や施設利用及び運営に対してハード、ソフト両面にわたり広域的な連携を推進することで、施設整備などにおける投資や維持・運営面での効率化を図ります。

- ・医療・福祉、観光、消防・防災、環境などの広域的な連携 等

【市民等と行政の協働によるまちづくりの推進・総括図】

